

別紙「異議申し立ての理由」

構成： <はじめに>

- <不開示理由は認容しがたい>
1. 前提的確認
 2. 土地収用法と人権
 3. 当該事業認定処分との関係－経緯－
 4. 「委員に対する非難等」について
 5. 当該事業認定処分との関係－内容－
 6. 内閣府審査会の答申について

<結び>

<はじめに>

まず行政文書は、開示することが大原則である旨を強調しておきます。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「法」または「情報公開法」という。）の目的は「第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」となっています。不開示となる場合を定めた第5条も「第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とあり、基本的には「開示しなければならない」ことを明記した上で、一定の例外（不開示情報）を示したものであって、「少しでも理由らしきものがあれば、とにかく不開示しておく」という運用を勧奨するものではありません。

異議申立人（近藤ゆり子。以下「申立人」という）は、一部不開示の開示決定及び肝心な部分を黒塗りした文書開示を受けたとき、すぐに異議申し立てをしたいと考えました。が、ここまで延びた、つまり舵決定から「60日」の期限ぎりぎりになってしまいました。情報公開制度を実質的に否定する「特定秘密保護法案」が国会で審議されていたからです。申立人は、「秘密保全法に反対する愛知の会」のスタッフとして、そしてこれまでさまざまな市民運動及び訴訟を担ってきた一人として、廃案を目指して必死に動いていたからです。

しかし、政府・与党は、ルール無視の異常な国会運営の挙げ句、議席数にモノを言わせた「数の論理」「力の論理」で押し切りました。このままでは、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政」は不可能になります。憲法の国民主権原理が死にます。

「よろしむべき知らしむべからず」「(お上のやることに) 国民は黙って従え」
政府がそう宣明したとしか思えません。
一体いつから日本国は独裁国家になったのですか？

日本国憲法は、国民主権原理に則っています。

情報公開法は、まさにその理念にのっとり、何人も行政文書の開示を請求する権利があることを定めています。今ほど情報公開法が、本来の趣旨・目的に沿って運用されるかどうかが問われ

ているときはありません。

もう一度、情報公開法第1条(目的)から引用します。

「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」。

この目的が少しでも達成されることを望み、行政不服審査法に基づく異議申し立てを行います。

<不開示理由は認容しがたい>

1. 前提的確認

今般は、開示決定されたもののうち「平成25年6月7日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録」に限定して異議を述べます。

2013年10月16日付「国広情第165号」の「不開示とした部分とその理由／(1)議事録について」では、以下のように記載されています。

.....

委員による意見の表明、交換、判断等に係る情報が含まれている部分は、公にすることにより、個別の議論を捉えて、個別の委員に対する非難等がなされるおそれがあり、社会資本整備審議会公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明、交換、判断等に影響を及ぼしかねず、土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事業の認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という)第5条第6号の規定により不開示とした。(.....は、異議申立人による。)

.....

.....部分に対して、全面的に異議があります。

2. 土地収用法と人権

「釈迦に説法」と言いたいですが、必ずしもそうでもないようなので、改めて摘示します。

////////////////////////////////////

土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(土地の収用又は使用)

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

////////////////////////////////////

憲法上の権利（財産権のみならず自由権、「新しい権利」としての環境権等を広く包含する）と「公共の利益」との調整を図らねばならないのですから、強制収用及びその前提になる事業認定処分には、極めて高いハードルがあって当然です。だからこそ、事業認定に際しては、事業認定庁に、法定の「審議会」（社会資本整備審議会等）の意見の聴取を義務づけているのです（土地収用法第25条の2）。

繰り返します。事業認定とは強い人権制限に係る処分をなすことです。処分をなす者（事業認定庁）だけで決めてはいけない、と明確に規定されているのです。

事業認定によって不利益処分を受ける者（強制収用の対象となりうる権利を有する者）が、その法定の「審議会」（この場合は、社会資本整備審議会公共用地分科会）の議論の中味を知る権利があるのは言うまでもありません。むしろ、事業認定庁は、権利を有する者（権利者）に対しては、（権利者が）行政文書開示請求をするまでもなく、その議論の中味を示し、説明責任を尽くすべきです。（申立人自身も権利者ですが、権利者「だけ」が「社会資本整備審議会公共用地分科会の議論の中味を）知る権利がある」と主張しているのではないことは、<はじめに>で述べている通りです）。

3. 当該事業認定処分との関係－経緯－

この行政文書開示請求に至ったそもそもの経過について、若干申し述べておきます。

「平成25年6月7日開催の社会資本整備審議会公共用地分科会」の議題は石木ダム建設工事等に係る事業認定（「二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る事業認定」。以下「当該事業認定処分」という）の可否でした。申立人は、石木ダム予定地に代々住み暮らし、故郷を子々孫々に伝えたいと「石木ダム絶対反対」を貫徹している川原（こうばる）地区に人々の意思に共鳴し、当該事業認定処分の対象となった権利を取得しました。

2013年9月6日の当該事業認定処分を、現地の方々から報され（事業認定庁からも、起業者からも、事業認定があったという事実も権利者には知らせない、という制度運用には憤りを覚えますが、ここではこれ以上は言及しません）、「30日」という短時間で不服審査請求をする必要に迫られました。

九州地方整備局のホームページに載っていた資料のうちの「社会資本整備審議会公共用地分科会議事要旨」に注目しました。

参照 別添資料1「審査請求補正書」（2013.12.10）

2013.10.4 に提出した審査請求書に副本がなかったとして補正を要求されたことに応じたもの。中味は2013.10.4 付審査請求書と全く同じ。以下「審査請求書」という。

審査請求書の「理由」から抜粋したものを下に提示します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 抜 粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・

第3. 土地収用法第20条の要件を欠く

4. 社会資本整備審議会公共用地分科会議事要旨から見えるもの

法25条の2の規定によって、当該事業認定の可否について議論した社会資本整備審議会公共用地分科会（2013.6.7）における審議の議事要旨が九州地方整備局のホームページに載って

いる（※）。

結果は「土地収用法第 20 条の規定により事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断を相当と認める」との意見が議決され、それが九州地方整備局長による今般の事業認定の手続きを進めることになったのであるが、この議事要旨（事務方が委員の意見のうち、都合の良いものだけを恣意的に抽出することもままある）をみても、必ずしも「事業の認定をすべきである」とすんなり議論が纏まったわけでもなさそうである。

以下、「議事要旨」に載っている各委員の主な意見を貼り付ける。

-
- ・自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる。利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか、途中で撤退することがないのか。
 - ・渇水と洪水に対する対策として理解しているが、工場用水もあるため、人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまうのではないか。
 - ・用地の取得状況について、ダム事業にしては、未買収の率が高いような気がする。
 - ・山林の保水力を鑑みれば、山林を開発する施策を行う一方で、ダムを造るという関係は、今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要があるのではないか。
-

法 20 条の各要件に「適合しない」理由になりそうな意見が並んでいる。

改革されてきたとはいえ、残念ながら、まだ審議会等のおおかたは、事務方の誘導する方向に「お墨付き」を与えるものでしかない。この日の公共用地分科会で、当該事業認定を可とするという結論は、最初から決まっていたのであろう。だが、そんな審議会に名を連ねる委員の中からさえ、多くの、しかも、根幹に関わる疑問・疑念が出されているのだ。

「事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断」が、真に妥当なものであるのか否か、国土交通大臣において、しっかりと審査して頂きたい。

※ 一連の審議会等の改革の結果、今は配付資料、（議事要旨ではなく）議事録のホームページ掲載は常識となっている。だのに土地収用法という強権を用いるか否かの審議をする社会資本整備審議会公共用地分科会に関しては、そもそもそうしたものを載せるページすら存在しない、というのは一体どうしたことか。

審査請求人は利害関係者であるにもかかわらず、一般の情報公開法に基づいて開示請求を行うしかない状態である。時間も（現時点でまだ開示決定がなされていない！）手間も費用もかかる。腹立たしい限りである。国土交通大臣に対し、社会資本整備審議会公共用地分科会の開催・配付資料・議事録等のホームページ掲載を、可及的速やかに行うことを強く要求したい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 抜粋終わり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

議事要旨をみていると、「事業の認定をすべきであるとする九州地方整備局長の判断」を、必ずしも「相当と認め」ないような意見も委員からが出ていたことが窺えます。どういう意見かを知りたいと思いました。

ウェブ上で、国土交通省ホーム》政策・法令・予算・審議会審議会》審議会・委員会等》社会資本整備審議会》公共用地分科会 と辿っていけば議事録に行き着けると考えました。しかし存在しません。情報公開法に基づく行政文書開示請求を行っても、審査請求の期限までには、議事録を見ることができない（30日期限いっぱいをかけてくることが多いので）であろうこと

は予測できたものの、権利者として、そして「的確な理解と批判をもって公正で民主的な行政の推進」に役立ちたいと願う者として、是非当該分科会での委員の意見を知りたいと思いました。

この時点では、よもや委員の意見の部分が「黒塗り」となるとは考えていませんでした。

開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由／(1)議事録について」及び実際に送られてきた黒塗り文書を目にして、憤りを乗り越して悲しみさえ感じました。

4. 「委員に対する非難等」について

不開示理由の ~~~~~ 部分「個別の議論を捉えて、個別の委員に対する非難等がなされるおそれがあり、社会資本整備審議会公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明、交換、判断等に影響を及ぼしかねず」。

これについて、開示決定をした部署（土地収用管理室）の担当者は、「分科会委員の意向だ」と言います。多分、形式的にはそうなのでしょう、過去の公共用地分科会（またはその前身）でそのように決め、見直しもされずに踏襲してきた、ということにおいて。

しかし考えて見て下さい。

何らかの意見表明をすれば、意見を異にする人からの批判があるのは当たり前です。そして、およそ学識経験者であるなら、自らの学問的良心に基づいて斬新な論文を発表したり、忌憚のない意見表明をしたときには、学会も含め、さまざまな場で厳しい「批判」にさらされることもあるのは経験済みのはずです（全くそうした経験のない「学識権権者」というのはどういう人なのでしょう？想像しがたいです。学「界」遊泳術が上手さだけで世渡りをしてきた人？）。それを「非難」と捉えるかどうかは個人の主観の領域です。もし「非難」されるのが嫌で、自らの発言が公になると、自由かつ率直な意見が言えないのだ、というなら、最初からこうした公的な役職を引き受けるべきではありません。

この不開示理由を見ると、あたかも公共用地分科会が、黒塗りで隠されないと「自由かつ率直な意見の表明、交換、判断」ができず、「非難等がなされるおそれ」に汲々とし、ひたすら事業認定庁が出してくるものを追認するしか能の無い低レベルの括弧付き「学識経験者」ばかりで構成されているかのようです。そんなふうに勘ぐられても仕方のない「黒塗り」こそ、委員に対する不当な非難を誘発するものではないでしょうか。この「不開示理由」による「黒塗り」は、土地収用法が適切に運用されよう、自由かつ率直な意見を述べ、真摯にその職責を果たすべく奮闘されている委員への、重大な侮辱以外の何ものでもありません。

直ちに撤回されるべき（開示すべき）です。

5. 当該事業認定処分との関係－内容－

別添の審査請求書で縷々述べていますが、当該事業認定処分の人権侵害性は際めて大きいと考えています。その一部を、再び審査請求書の「理由」から抜粋します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 抜 粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・

第6. そこで暮らす人々の営みを破壊する「公益性」とは一体何なのか？ ～土地収用法と人権～

石木ダム建設事業では、比較衡量されるべき「失われる利益」は、日光太郎杉の事案の何倍も何十倍も、いや何百倍も大きい。(それに比して、事業認定申請者(起業者)のいう「得られる利益」の誤魔化しとすり替え、詭弁に満ちた薄っぺらさはどうだ!)

人が現にそこで暮らしを営んでいる、ふるさとに愛着をもって生きている、移転したくない、ふるさとを水底に沈めたくない、と30有余年、石木ダム建設絶対反対を訴え続けている。その人々の家と農地と暮らしそのものを、強権的に奪うことを正当化するほどの「公益性」が、この石木ダム建設事業のどこにあるというのか?

・・・・・・・・・・・・・・・・ 抜粋終わり ・・・・・・・・・・・・・・・・

当該事業が、人権制約を課すに足るほどの「公共の利益の増進」が見込まれるものなのか、「国土の適正且つ合理的な利用に寄与する」といえるのか?

議事要旨を見る限り、そこには大きな疑義が呈されているようです。不開示理由とされている些末な「おそれ」など取るに足らないと言い切れるほどに、大事なことがらです。委員の発言の一つ一つを、権利者は、そして国民は、知る権利があります。

6. 内閣府審査会の答申について

さらに、土地収用管理室の担当者は、過去に同様事例で異議申し立てがあった際の内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申を示して下さいました(参照 別添資料2。この答申を探して示して下さいたご親切には感謝申し上げます)。

「偶然」に少し驚きました。

かつて私が開示請求をし、「黒塗り」につき異議申し立てをした際、諮問庁(防衛省)の言い分を寸分違わず追認した部会そのものだったからです。(参照 別添資料3)

その後、防衛省は、黒塗りした「週間空輸実績」を全面開示しました(参照 別添資料4)。時期が異なる(ゆえに判断が異なる)からと言うでしょうが、内閣府情報公開・個人情報保護審査会第4部会の委員である鬼頭季郎氏、園マリ氏、藤原静雄氏の「不開示とした各決定については…妥当である」とした答申は、諮問庁自身の手で覆されたという事実があるのです。

少なくともこの部会のこの委員達の答申については、再検討の要があります。金科玉条のごとく、「この答申があるから…」と国土交通大臣の判断が拘束されるようなものではありません。

今の時点で、国土交通大臣において、新たに判断されるべきものです。

<結び>

日本国憲法は、第97条で「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と、また第98条で「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と明快に謳っています。

財産権も居住の自由も、行政権力によって制限されないのが原則です。人権を損ねることがないよう常に憲法に照らして自らを律する、それが行政の基本中の基本です。土地収用法という人権の制限に及ぶ法律の運用にあたっては極めて慎重であらねばなりません。とりわけ強制収用を

可とする事業認定は、国民の全てがその中味を検証できるようにフルオープンでなさなければならぬのです。

黒塗り開示された 社会資本整備審議会公共用地分科会（2013.6.7）の議事録の末尾のほうで、黒塗りから一転、いきなり、中田分科会長の「それでは、本件につきましては、九州地方整備局長より提案のあった通り、事業認定をしてよろしい旨を公共用地分科会の意見としたいと存じますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか」との発言が記録され、＜「異議なし」の声あり＞との記載があります。しかし、九州地方整備局のホームページにある議事要旨と見比べれば、この流れには大きな違和感を覚えます。議事要旨にまとめられるような委員の意見が黒塗り部分に記載されているとすれば、単純に「異議なし」であったとは思えません。

隠すべきでないことが隠されています。この一点をとっただけでも、当該事業認定処分そのものが違法不当であると主張したいくらいです。

情報公開法は、行政文書の開示の原則を定めたものです。隠すべきでないことを隠してはいけません。「迷ったら隠す」「誰かに何か言われそうだから隠す」「知られないのが一番」といった悪い意味での官僚体質が罷り通って良いはずはありません。

世論の大反対の中、2013年12月6日深夜、「特定秘密保護法」が強行採決されました。

二転三転する政府答弁の中で、政府側から何度か「特定秘密保護法は、情報管理をきちんとやるということであり、官僚による恣意的な情報隠しを防ぐことに資する」という趣旨の発言がありました。

本当にそうならば、今こそ、情報公開法を情報「公開」法として、公開の原則に立ち返って運用していかねばなりません。「前例によれば、社会資本整備審議会公共用地分科会の委員の発言は、黒塗りすることになっている」は許されないのです。

2007年3月23日で、国土交通省が発表した『社会資本整備のアカウントビリティ（説明責任）向上行動指針』（2007年3月） http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/00/000323_.html

では、「行政の手続きなどに係る透明性を今以上に高める」「国民の公共的意見を適切に反映した施策及び事業を効果的かつ効率的に実施する」とし、その前提としての情報の開示の重要性に言及しています。そして国土交通省職員すべてにこの指針に沿って行動することを求めています。

2013年10月16日付「国広情第165号」で不開示をなした職員は、この指針をご存じないのででしょうか。

歴史の針を逆戻ししてはなりません。

国土交通大臣において、開示決定通知書の「不開示とした理由」を撤回し、全面的に開示することを求めます。

以上

別添資料1 審査請求補正書（2013.12.10）

別添資料2 2007.5.21 内閣府情報公開・個人情報保護審査会（第4部会）答申

別添資料3 2008.6.2 内閣府情報公開・個人情報保護審査会（第4部会）答申

別添資料4 2009.10.6付 東京新聞記事